

ガス導管事業者の収支状況等 の事後評価について

第35回 料金審査専門会合
事務局提出資料

2019年1月15日



ガス導管事業の収支状況等の事後評価（今回ご議論いただく範囲）

評価項目

内容

① 託送収支の状況

- 大きな超過利潤が発生している事業者（営業収益の5%以上発生している事業者）について、より詳細にその要因や今後の見通しを分析・評価する。
 - 大きな超過利潤が生じた主な要因や今後の見通しについて分析。
 - 今後も大きな超過利潤が継続する蓋然性が高い事業者については、今後の対応方針を聴取。
- 事業者間精算費など、想定原価と実績費用に大きなずれが生じている費用項目について、より詳細に分析する。
- 各事業者の収支等の分析を通じた**制度面の対応**について整理する。

② 効率化に向けた取組状況

- 先進的な取組を行っている期待される大手3社（東京ガス・大阪ガス・東邦ガス）にヒアリングを行い、各社の経営効率化に向けた取組のうち、特に効果の大きいものや先進的な取組について内容を聴取する。
- 聴取した内容を踏まえ、各取組の内容や効果等について分析・評価し、先進的な取組等の横展開を促進する。

③ 中長期的な安定供給の確保に向けた取組状況

- 高経年化対策等の設備投資や修繕など、各社の安定供給・保安等の取組状況について、分析・評価する。
- 各社の導管延伸・区域拡張やエリア内の需要家件数（メーター件数）等の状況について分析・評価する。

④ 内管工事の取組状況

- 一般ガス導管事業者による内管工事について、以下の項目を中心に、分析・評価する。
 - 内管工事見積単価表（項目・内容の比較、近年の見直しの有無 等）
 - 内管工事に係る効率化の取組（調達・発注の工夫 等）
 - 内管工事に係る収支の状況
- 効率化・工事費低廉化に向けた先進的な取組の横展開を促進すべく、各社の取組を把握して内容を整理する。

大手3社からのヒアリング（項目①～④）

各事業者の収支等の分析を通じた制度面の対応について

- 前回までの議論を踏まえ、以下の2点の制度改正を速やかに行うことが適当である旨、親委員会に報告することとしたい。
 - ① 地域別に料金を設定している事業者等における託送収支計算書の作成単位の適正化
 - ② 事業者間精算収益のある特定ガス導管事業者について託送供給約款の制定不要の対象から除外

必要と考えられる制度改正①（託送収支計算書等の作成単位の適正化）

- ガス導管事業者の中には、他のガス事業者と合併したなどの経緯により、地域別または特定導管ごとに異なる託送料金を設定しているガス導管事業者が7社ある。*
- 現行の制度においては、これらの事業者も事業者単位で託送収支計算書等を作成することとされているため、地域別または特定導管ごとのストック管理・フロー管理は行われていない。
- 託送料金の適正性の観点から、これらのケースについては、地域別または特定導管ごとのコストが託送料金に反映される仕組みが重要。
- したがって、地域別または特定導管ごとに異なる託送料金を設定しているガス導管事業者について、地域別または特定導管ごとに託送収支計算書等を作成し、それぞれの単位でストック管理・フロー管理が行われるよう、関係する規定の改正を速やかに行うことが適当。

※ 東京ガス、東部ガス、旭川ガス、堀川産業、日本ガス、妙高市、中部電力

<ガス事業託送供給約款料金算定規則抜粋>

（地域別料金）

第二十二條 一般ガス導管事業者は、その供給区域が複数の地域に分かれている場合であって、託送供給を行うことができるガスの熱量等の範囲、組成その他のガスの受入条件が著しく異なる場合その他託送供給約款料金をこれらの地域ごとに定めることが適当であると認められる場合においては、託送供給約款料金をこれらの地域ごとに定め又は変更することができる。この場合においては、託送供給約款料金原価等、変動額託送供給約款料金原価等又は届出託送供給約款料金原価等の算定及び配分はこれらの地域ごとに行わなければならない。

(参考) ガス事業託送供給収支計算規則

(託送供給等関連業務の会計の整理)

第二条 法第五十三条第一項の規定により、一般ガス導管事業の業務及びこれに関連する業務（以下「託送供給等関連業務」という。）に関する会計を整理しようとする一般ガス導管事業者（以下「事業者」という。）は、次条から第五条までの規定に定めるところにより、託送供給等関連業務に関する会計を整理しなければならない。

(託送収支計算書の作成)

第三条 事業者は、託送供給等関連業務に係る収益（以下「託送収益」という。）及び託送供給等関連業務に係る費用（以下「託送費用」という。）について、別表第一に掲げる算定方法に基づき、様式第一に整理しなければならない。

(託送資産明細書の作成)

第四条 事業者は、託送供給等関連業務の効率的な実施のために投下された有効かつ適切な事業資産（以下「託送資産」という。）及び本支管投資額について、別表第二に掲げる算定方法に基づき、様式第二に整理しなければならない。

(超過利潤計算書等の作成)

第五条 事業者（法第四十八条第一項ただし書の承認を受けた事業者であって法第四十九条第一項に規定する届出を行っていない事業者を除く。）は、超過利潤額等について、別表第三に掲げる算定方法に基づき、様式第三に整理しなければならない。

(参考) 託送収支の作成単位について

- ガス導管事業者の中には、他のガス事業者と合併したなどの経緯により、地域別または特定導管ごとに託送供給約款料金を設定しているガス導管事業者が7社ある。※1
- しかしながら、現行制度上、託送収支計算書等は事業者単位で作成することとされ、地域別に作成されないため、地域ごとの超過利潤額の確認や要因分析を行うことができない。
- これらのケースについて、今後の事後評価のあり方について検討が必要。

※ 東京ガス、東部ガス、旭川ガス、堀川産業、日本ガス、妙高市、中部電力

<地域別料金の例>

●東京ガスの託送供給約款(標準託送供給料金第1種)より

東京地区等					群馬地区他					四街道12A地区				
適用区分			定額基本料金	従量料金単価	適用区分			定額基本料金	従量料金単価	適用区分			定額基本料金	従量料金単価
料金表A	0m3	～ 20m3	345.00	47.88	料金表A	0m3	～ 24m3	345.00	82.56	料金表A	0m3	～ 24m3	345.00	73.08
料金表B	21m3	～ 80m3	395.00	45.38	料金表B	25m3	～ 500m3	906.10	59.18	料金表B	25m3	～ 200m3	660.20	57.32
料金表C	80m3	～ 200m3	801.40	40.30	料金表C	501m3	～	5,861.10	49.27	料金表C	201m3	～	2,638.20	47.43
料金表D	201m3	～ 500m3	1,459.40	37.01										
料金表E	501m3	～ 800m3	2,329.40	35.27										
料金表F	801m3	～	6,953.40	29.49										

●東部ガスの託送供給約款(2部料金)より

秋田支社地区					福島支社、茨城支社、茨城南支社地区				
適用区分			定額基本料金	従量料金単価	適用区分			定額基本料金	従量料金単価
料金表A	0m3	～ 7m3	400.00	73.80	料金表A	0m3	～ 24m3	620.00	67.20
料金表B	8m3	～ 24m3	433.00	69.17	料金表B	25m3	～ 102m3	884.00	56.20
料金表C	25m3	～ 490m3	888.00	50.19	料金表C	103m3	～ 501m3	1,149.00	53.60
料金表D	491m3	～	4,401.00	43.02	料金表D	502m3	～	5,959.00	44.00

必要と考えられる制度改革②（事業者間精算収益のある特定ガス導管事業者の収支管理）

- 特定ガス導管事業者について、小売供給・託送供給・卸供給の件数が合計3に満たない事業者は、現行制度上、託送供給約款の制定が免除され、基本的にストック管理・フロー管理は行われな
いこととされている。^{※1}（この制度は、需要が著しく少ないことが客観的に明らかである場合に、託送
供給約款の策定を求めることは過度な規制となるおそれがあり、個別の供給条件によることとする方
が適当であるとの考えのもとで設けられたもの。）
- 昨年度から事業者間精算制度が導入され、託送供給約款の制定が免除されている特定ガス導管
事業者の一部^{※2}に、下流のガス導管事業者にガスを供給し、事業者間精算により収益を得ている
ケースが生じているが、現行制度下では、これらの者も引き続き託送供給約款の制定が不要とされ、
ストック管理・フロー管理が行われな
いこととされている。
- 下流のネットワーク利用者の負担となる事業者間精算費の適正性を確保する観点から、事業者間
精算収益のある特定ガス導管事業者は託送供給約款制定不要の対象外^{※3}とするよう、承認基
準の見直しを速やかに行うことが適当。

※1 託送供給約款の制定が免除される特定ガス導管事業者は、託送供給関連業務に関する会計整理は行うこと
となっているが、超過利潤計算書及び乖離率計算書等の作成は不要とされている。なお、託送供給義務は課せ
られている。

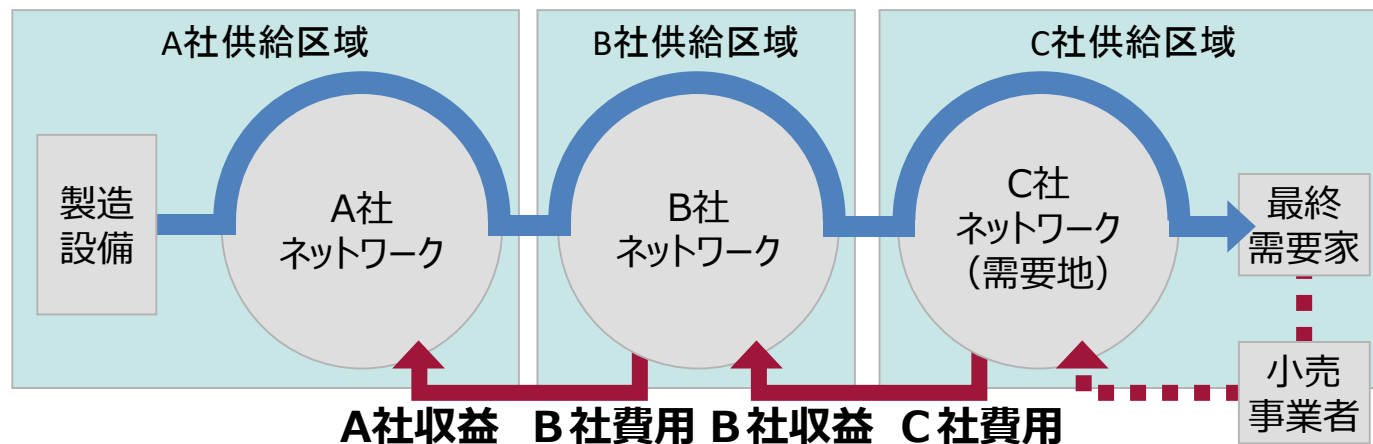
※2 東北天然ガス、秋田県天然瓦斯輸送、関東天然瓦斯開発、関西電力、瀬戸内パイプライン、水島エルエヌジー
四国電力

※3 本制度改革案によって託送供給約款制定不要の対象外となりうる事業者であっても、導管敷設を促すためのイン
センティブ措置は、引き続き適用されることとする。

(参考) 事業者間精算の概要

- 事業者間精算とは、最終需要家へのガス到達までに2事業者以上の導管を通過する場合に、ガス導管事業者間で連結託送供給に係る費用を精算する仕組みである

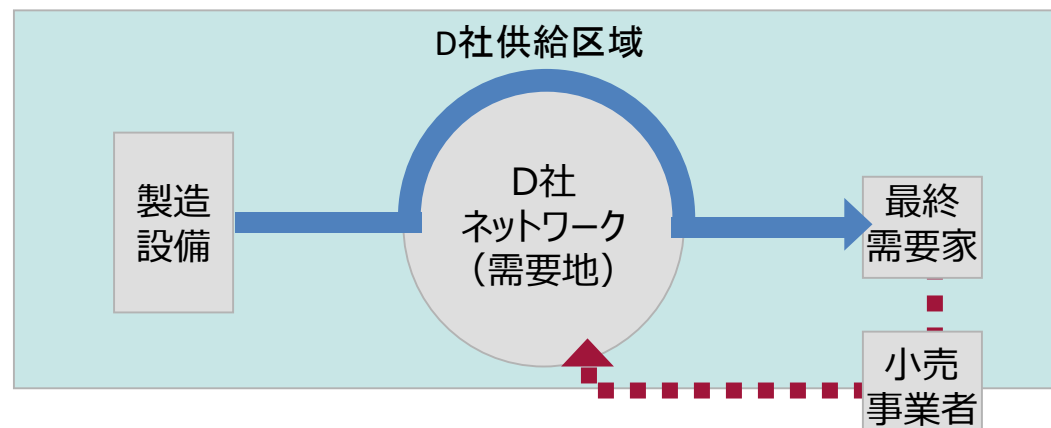
< 2事業者以上の導管を通過する場合 >



- A社 - B社間、B社 - C社間で、それぞれ事業者間精算が行われる

(参考)

< 1事業者のみの導管を通過する場合 >



- ➡ ガスの流れ
- ➡ 連結託送に係る金銭の流れ(事業者間精算)
- ⋯ 小売託送に係る金銭の流れ

(参考) ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等

(20) 法第76条第1項ただし書の託送供給約款制定不要の承認

法第76条第1項ただし書の託送供給約款制定不要の承認に当たっては、次のいずれかに該当する者であるか否か、の観点から判断するものとする。

- ① 自らが維持し、及び運用する導管により行う小売供給若しくは託送供給に係る需要場所ごとの契約の件数又は卸供給に係る契約の件数の合計数が三に満たない者
- ② 自らが維持し、及び運用する導管が、他のガスを供給する事業を営む者が当該事業の用に供するため維持し、及び運用する導管に連結していない者
- ③ ①又は②の基準に該当せず、自らが維持し、及び運用するすべての導管が次のいずれにも該当する者
 - イ 一般ガス導管事業者の供給区域以外の地域に設置される部分が総延長の過半を占める導管
 - ロ ガス供給設備（15トン／h以上の気化装置を有するガス供給設備又は天然ガス田におけるガス供給設備に限る。）に連結する導管又は当該導管に直接又は間接に連結する導管
 - ハ 使用開始時からガスを供給する事業の用に供するものであって使用開始後5年を経過していない導管

事業者間精算費の評価について

- 事業者間精算費の上振れ（実績＞想定）に伴う上流ガス導管事業者の託送収益の増加分は、原則、上流ガス導管事業者の託送収支計算書や超過利潤累積額管理表により、ストック管理が実施され、値下げ原資となる。
- しかしながら、託送供給約款の設定が免除されている特定ガス導管事業者の一部については、超過利潤累積額管理表の作成が不要とされ、ストック管理が行われない。
- また、託送供給約款の設定が免除されている特定ガス導管事業者は、事業者間精算料金表の算定根拠となる原価等を確認できない状況にある。
- 上記のような状況は、下流のガス導管事業者の託送料金から支出される事業者間精算費の適正性を維持する上で適切とは言えず、制度見直しが必要ではないか。

<ガス事業法抜粋>

(託送供給約款)

第七十六条 特定ガス導管事業者は、その供給地点における託送供給に係る料金その他の供給条件について、経済産業省令で定めるところにより、託送供給約款を定め、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に届け出なければならない。ただし、託送供給の申込みを受ける見込みその他の事情を勘案し、託送供給約款を定める必要がないものとして経済産業大臣の承認を受けた場合は、この限りでない。

大手3社ヒアリングでご議論いただきたいポイント

- 来年度以降の事後評価の展開も見据え、今回の大手3社（東京ガス・大阪ガス・東邦ガス）ヒアリングでは、主に以下の点に着目し、ご議論をいただきたい。
- ガス導管事業が適正に実施されているか。また、それに必要な費用の低減に向けた効率化の取組が着実に実施されているか。
 - 将来のニーズを踏まえ、設備投資や導管延伸を計画的に実施しているか。
 - 経年管対策や防災対策を適切に実施しているか。
 - 費用低減に向け、効率化の取組を着実に推進しているか。新たな工夫に意欲的に取り組んでいるか。
 - その他、来年度以降の事後評価において、どのような指標を用いて評価を行っていくべきか。
- 大手3社が実施している先進的な効率化の取組について、他のガス導管事業者への横展開を促進するためにどのような方策がありえるか。
- 内管工事の単価の低減に向けた取組が着実に進められているか。

大手3社の平成29年度託送収支等の概要①

託送収支及び主な費用項目（億円）

	実績収入				実績費用				超過利潤		
	想定 (3年平均)	H29実績 収入	増減額	増減率	想定 (3年平均)	H29実績 費用	増減額	増減率	当期超過 利潤額	一定水準	営業収益に対する当 期超過利潤額の比率
東京ガス	3,018	3,032	13	0.4%	3,018	2,936	-82	-2.7%	95	769	3.1%
大阪ガス	1,942	2,011	69	3.6%	1,942	1,952	10	0.5%	70	278	3.4%
東邦ガス	738	773	36	4.8%	738	761	23	3.2%	13	195	1.6%

※実績収入は、営業収益から「補償料等収入」等を控除したものの。
 ※実績費用は、営業費用から「事業報酬額」「営業外収益」「法人税等」等を加減算したものの。
 ※端数処理(四捨五入)の関係で、差引額等が一致しないことがある。

	労務費、委託作業費等 (比較査定対象NW費用)			修繕費			減価償却費			需要調査・開拓費			事業者間精算費		
	想定 (3年平均)	実績	増減率	想定 (H29)	実績	増減率	想定 (H29)	実績	増減率	想定 (H29)	実績	増減率	想定 (3年平均)	実績	増減率
東京ガス	1,065	1,023	-3.9%	312	275	-11.9%	911	914	0.3%	26	12	-53.8%	35	32	-8.6%
大阪ガス	897	862	-3.9%	251	265	5.6%	407	441	8.4%	23	9	-60.9%	20	21	5.0%
東邦ガス	276	294	6.5%	74	69	-7.1%	248	238	-4.0%	7	5	-34.2%	-	-	-

※東京ガスは、託送供給関連特定費について、原価算定方法との整合性から、各費用項目に含めて計上。
 ※大阪ガスの想定原価には、比較査定対象NW費用に計上されていた事業者間精算分を含めている。
 ※端数処理(四捨五入)の関係で、が一致しないことがある。

大手3社の平成29年度託送収支等の概要②

導管延長（平成29年度実績）

(km)

経年管対策（平成29年度更新数量）

(km)

	ストック		フロー(H29)		
	H28 実績	H29 実績	延長 計画	延長 実績	増減率
東京ガス	60,265	60,829	820	564	-31.2%
大阪ガス	50,574	50,771	139	197	41.7%
東邦ガス	29,041	29,328	248	287	15.7%

	ねずみ鑄鉄管			腐食劣化対策管		
	計画	実績	増減率	計画	実績	増減率
東京ガス	210	208	-1.0%	147	142	-3.4%
大阪ガス	40	53	32.5%	180	179	-0.6%
東邦ガス	入替完了	-	-	112	101	-9.8%

設備投資額（平成29年度実績）

(億円)

	主要導管				本支管				供給管(参考)				合計(参考)			
	想定 原価	実績	増減 額	増減 率	想定 原価	実績	増減 額	増減 率	想定 原価	実績 見込	増減 額	増減 率	想定 原価	実績 見込	増減 額	増減 率
東京ガス	171	81	-91	-52.9%	638	609	-29	-4.5%	112	142	29	26.2%	921	832	-90	-9.7%
大阪ガス	22	32	9	41.8%	239	211	-28	-11.8%	39	58	18	46.8%	300	300	-0	-0.1%
東邦ガス	14	17	4	28.4%	211	203	-8	-3.7%	11	14	2	20.6%	236	235	-2	-0.7%

※端数処理(四捨五入)の関係で、差引額等が一致しないことがある。

大手3社の効率化に向けた取組の概要

- 大手3社（東京ガス・大阪ガス・東邦ガス）は、ガス導管事業者の中でも、経営効率化に向けた先進的な取組を進めていると期待される。
- 今回のヒアリングを通じ、各社の経営効率化の取組状況を確認いただくとともに、先進的で効果の高い取組について、他のガス導管事業者への横展開を促進するためにどのような方策がありえるかについてご議論をいただきたい。

大手3社の効率化の取組状況のまとめ

	取組内容	年間削減額 (億円)	削減率	展開可能性			備考
				大手	準大手	中小	
東京ガス	ガスメーター部品におけるサプライヤーの複数社化	▲ 0.3	-9.0%	○	△	△	
	契約後VE（発注先のコスト低減案の採用）の展開	▲ 0.8	-0.2%	○	○	△	大規模な工事会社が必要
	高圧曲管の新規工法の採用	▲ 2.7	-16.0%	○	○	—	高圧幹線を持つ事業者のみ
	無線塔における防錆仕様の見直しに伴うコスト削減	▲ 1.5	-28.0%	○	○	—	
	中低圧ガバナ（整圧器）の計測機器点検の頻度見直し	▲ 0.6	-50.0%	○	○	○	これまでの実績データの分析・技術評価が必要
	業務プロセスの見える化（現地作業タブレット端末の導入）	—	—	○	△	—	
	個々の作業の効率化（ノウハウの社内展開）	—	—	○	○	○	
大阪ガス	競争発注比率の拡大	▲ 5.1	-13.6%	○	○	△	
	腐食劣化対策管まとめ発注	▲ 4.1	-12.0%	△	△	△	大規模な工事会社が必要
	ノウハウの社内展開による工事体制の効率化	▲ 1.8	-6.4%	○	○	△	
	メーター計量膜の使用期間延長	▲ 0.3	-13.9%	○	○	○	これまでの実績データの分析・技術評価が必要
	集合物件への検満ハガキ郵送廃止	▲ 0.2	-31.6%	○	○	○	
東邦ガス	発注シェア配分競争入札	▲ 0.1	-5.0%	○	△	△	
	掘削幅の細幅化	▲ 0.8	-4.0%	△	△	△	行政との調整が必要
	マンホール嵩の調整	▲ 0.1	-12.0%	△	△	△	行政との調整が必要
	小型ガス遮断バグの採用	▲ 0.4	-7.0%	○	○	○	
	中圧導管へのPE管導入	▲ 1.7	-23.0%	△	○	○	繁華街等頻繁な開削がある地域は導入が難しい
	整圧器の分解点検頻度の延伸	▲ 0.0	-40.0%	○	○	○	これまでの実績データの分析・技術評価が必要

※展開可能性は、以下の評価により各社から聴取 ○：自社努力・意志決定で可能と思われる △：一定の条件（例：行政との調整）で可能と思われる —：活用機会・対象設備が無いと思われる

効率化取組の横展開の促進に向けた方策（案）

- 電力・ガス取引監視等委員会事務局において、以下のような取組を行うこととしてはどうか。
 - － 大手3社における先進的で効果の高い取組について、その具体的な内容や効果を取りまとめて公表し、他のガス導管事業者が自主的に取り入れるように促す。
 - － 中小事業者を含めた横展開を促進するため、日本ガス協会に、技術的サポート等を行うよう、要請する。
- このほか、各ガス導管事業者における効率化に向けた取組の導入を促進する工夫として、どのような方策が考えられるか。

横展開が期待される取組の例

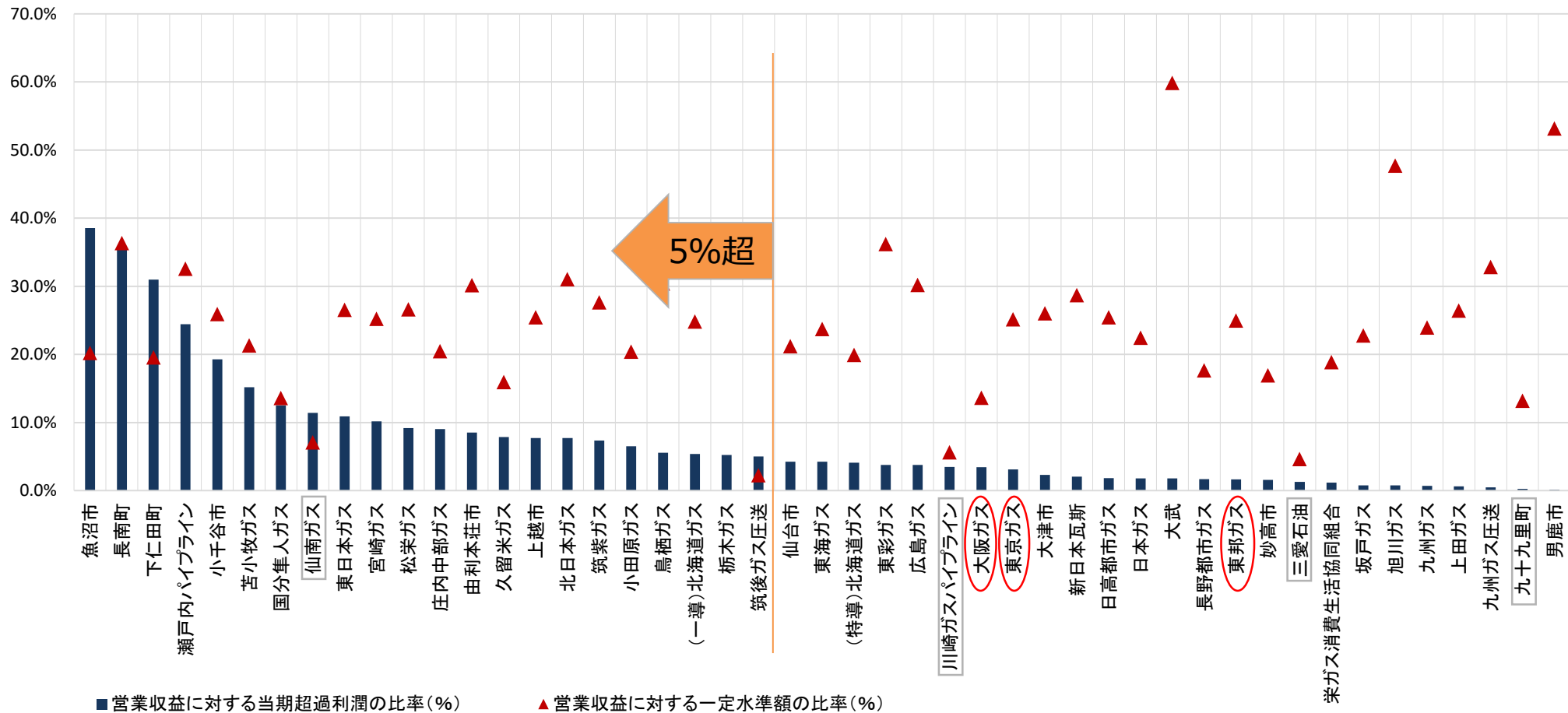
- 計測機器等の点検・部品交換頻度の見直しによるコスト削減
- 工法の工夫（掘削幅の削減、中圧へのPE管導入等）
- 業務効率化の取組（現地作業でのタブレット導入等） 等

<中小事業者等への横展開において考慮すべき点>

- 工事の数量や規模が比較的小さく、スケールメリットを働かせることが難しい点
- 高圧幹線等大規模な設備を保有するケースが少ない点 等

(参考) 各事業者の超過利潤の状況

営業収益に対する当期超過利潤及び一定水準額の比率 (%)

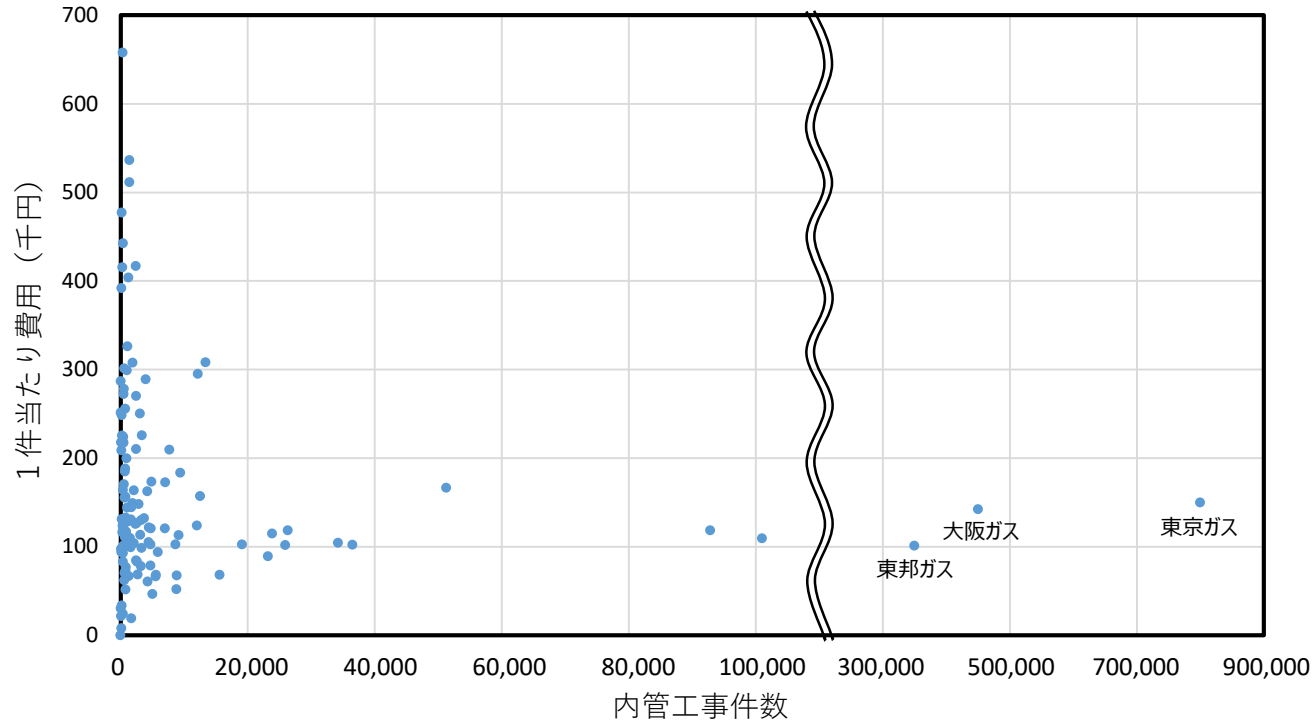


※□で囲んだ4社は、一定水準を事業報酬で定めた事業者

- ※ 3月決算事業者のうち、超過利潤が0より上の47事業者のみ
- ※ 各社公表資料（2018年12月10日時点）より作成。また、当該分析結果はガス事業監査による指摘等により、今後変更の可能性がある。
- ※ 大津市については、11月8日に再公表した収支計算報告書において5%未満となったため対象外となった。

(参考) 各事業者の内管工事 1 件当たりの工事費用

各社の工事件数と1件当たり工事費との関係



- ※ 内管工事件数については平成27年から平成29年までの3年度累積
- ※ 1件当たり工事費用については平成27年から平成29年までの3年度平均
- ※ 平成27年度から平成29年度まで内管工事の実績がない社を除く125社

今後のスケジュール（ガス導管事業者の収支状況等の事後評価）

時期	内容
10/25	本年度の事後評価の進め方
12/12	①託送収支の状況、④内管工事の取組状況について分析・評価
1/15 【本日】	収支等の分析を通じた制度面の対応、効率化取組の横展開 大手3社からのヒアリング（①～④）
2月～3月	①託送収支の状況、②効率化に向けた取組状況、③中長期的な安定供給の確保に向けた取組状況、④内管工事の取組状況について引き続き分析・評価
3月	とりまとめ

2018年度
(平成30年度)